

令和2年4月10日

金沢大学東京事務所の臨時休業期間 延長のお知らせ

金沢大学東京事務所について、新型コロナウイルス感染予防の観点から、令和2年4月10日（金）まで、臨時休業させていただく旨を令和2年3月27日付で、お知らせしておりましたが、令和2年4月8日発令の非常事態宣言を受け、下記のとおり期間を延長させていただきますので、お知らせいたします。

また、東京事務所ウェブサイトにて、開所時間外の利用について、ご案内しておりますが、今回の休業期間中は、同事務所の構造上、十分な換気対応等ができないため、いかなる場合も利用申込をお断りさせていただきます。どうぞご理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の同事務所の取り扱いについては、当該感染症の拡大状況に鑑み、臨時休業期間をさらに延長する可能性があります。東京事務所ウェブサイト等をご確認いただきますよう、お願いいたします。

記

【臨時休業】

令和2年3月30日（月）～令和2年5月6日（水）

【問い合わせ先】

金沢大学 総務部総務課総務係

TEL：076-264-5013

MAIL：glsomu@adm.kanazawa-u.ac.jp

東京事務所ウェブサイト



<http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/tokyo/>